

公益社団法人群馬県柔道整復師会 表彰規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人群馬県柔道整復師会（以下「本会」という）の運営と発展に貢献し、会員の範となる功績顕著なる会員に対して表彰する。

第2章 表彰者選考委員会

(委員会の設置)

第2条 表彰等を円滑に、且つ公正に運用するために、表彰者選考委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員は、業務執行理事で構成し、委員会には、会長が出席することができる。

第3章 本会の表彰

(種別)

第3条 表彰は、関口賞、功労賞、柔道功労賞、永年業務精励会員表彰、ただし、その他のものについては会長が別に定めることができる。

(適用と範囲)

第4条 受賞者に対して表彰状と記念品を贈る。金額については、別に定める。

(1) 関口賞：基金を提供していただいた関口隆先生のご意志を尊重して賞の名称を関口賞とし、本会の運営、学術活動等又は社会的な文化・教育・福祉等において会員の範となる功績顕著なる者

(2) 功労賞：理事以上の経験者で柔道整復師の道一筋に精進。その進歩発展及び地域医療に貢献し、満80歳に達し現役で就労している者、また理事・監事・部員・委員・地区長歴が通算20年以上に及ぶ者、若しくは会員の範となる功績顕著なる者

(3) 柔道功労賞：町道場やスポーツ少年団等で青少年健全育成のために、ボランティアとして柔道の指導にあたっている会員又は柔道の現役選

手として活躍し、功績顕著なる者

- (4) 永年業務精励会員表彰：正会員として在籍35年以上勤め功績があったと認められる者

(表彰の申請)

第5条 表彰に関し、委員会で候補者を選出し理事会で決定する。

(表彰の実施)

第6条 表彰は毎年4月の総会で行う。ただし必要ある時は随時に行うことができる。

(記録、保存)

第7条 受賞者の氏名、種類及び業績等を記録し保存する。

第5章 補 則

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。